

答申第30号

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例(平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。)に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書公開決定の取り消しを求め、更に、市議会事務局職員に議会各委員会の視察旅行に随行を命じた復命書及び随行職員による随行出張報告書の公開を求める。

公文書公開請求日：平成23年6月12日(平成23年7月12日受付)

請求内容：平成16年度から平成22年度に議会各委員会の行政視察に随行した、全議会事務局職員への復命書または、出張命令書の写し。全議会事務局職員の出張報告書(但し、表紙1ページ)の写し。

実施機関の処分：平成23年7月26日付名議総第169号 公文書公開決定

3 異議申立て理由

公開のあった文書は公開請求したものとは異なっているため、公開決定の取り消しを求め、更に、市議会事務局職員に議会各委員会の視察旅行に随行を命じた復命書及び、随行職員による随行出張報告書の公開を求める。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の

権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

## (2) 本決定について

異議申立人は、公開のあった文書は異議申立人が要求したものではないとし、市議会事務局職員に議会各委員会の視察旅行に随行を命じた旅行の復命書、及び随行職員による随行出張報告書の公開を求めている。

議会事務局職員が随行した場合、議員が作成し提出した視察旅行の研修視察報告書にその旨を記載する運用がされてきた。実施機関は、これが公開請求対象公文書に該当すると判断し公開しており、当審査会では公開請求の要求を満たしていると考えられる。

本審査会が実施機関に確認したところ、公文書公開請求に対して実施機関が特定した公文書以外に公開すべき公文書はないことを確認した。

以上のことから、実施機関が行った決定は、妥当である。

上記(1)基本的な考え方にあるように、当審査会は公開非公開の可否を審査するものであり、異議申立中で庁内のIT技術を活用して、時代遅れの「手作業の事務処理」の簡素化・効率化を図ることを求めているが、当審査会ではその是非を審査する権限は持たない。

## (3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

## 5 審査会の意見

職員が旅行したときは名張市議会事務局条例施行規則第3条及び名張市職員服務規程第15条第2項に従うべきである。

## 6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 9月 5日	諮問書受理
平成23年10月 3日	第48回名張市情報公開審査会 審査
平成23年12月 5日	第49回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成23年12月21日	第50回名張市情報公開審査会 審査
平成24年 2月10日	第51回名張市情報公開審査会 審査
平成24年 2月24日	第52回名張市情報公開審査会 答申

## 7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	福 田 悦 子	名張市人権擁護委員
委 員	寺 川 史 朗	三重大学人文学部教授
委 員	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士